

令和2年10月22日

各 位

山口労働局労働基準部監督課長

ハラスメント防止対策アンケートへのご協力をお願い

平素より、労働基準行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、「働き方改革」の取組はもちろん、職場におけるコロナウイルス感染症拡大防止につきましても、環境整備にご尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」として過重労働解消キャンペーンの展開や過労死等防止対策推進シンポジウムを開催しているところです。

今年のシンポジウムについては、6月1日からハラスメント防止対策が義務化されたことも踏まえ、これをテーマにして宇部の会場で開催（別添チラシ参照）することとしており、開催にあたり、事業場ではどのように対応され、何が困難となっているかなどについてお聞かせいただくアンケート（無記名）を実施することといたしました。

つきましては、シンポジウムへのご参加はもちろん、参加が難しい場合も含め、業務ご多忙中とは存じますが、このアンケートにご協力賜りますようお願いいたします。

なお、いただいたアンケートの集約結果は、シンポジウムでご紹介する予定としておりますことを申し添えます。

お問い合わせ

山口労働局 監督課 橋本

（山口市中河原町6-16）

電話 083-995-0370

事業所用

ハラスメント防止対策アンケート (お願い)

ご回答期日：令和2年11月16日 (月)

今年の「過労死等防止対策推進シンポジウム」は、ハラスメント防止対策が義務化 (6月1日～) されたことも踏まえ、ハラスメントに着目して、11月20日 (金) に宇部市文化会館において開催されます。

開催に先立ち、事業場で対策を担当される方において、どう進め、困難な点は何かなど、下記についてアンケート (無記名) を実施することとしました。

つきましては、シンポジウムの中で紹介できる差し支えない範囲で、該当欄に☑、または括弧内にご記入いただき、このまま山口労働局監督課 (FAX083-995-0376) あて送信していただきたく、ご協力をお願いします。

※2の項については、パワハラ、マタハラ等あらゆるハラスメントを想定してお答えください。

1 御社の企業規模はどういうものですか？ また、本紙でご回答いただく方の職務はどういうものですか？

- ① 従業員の人数： 10人以下 50人以下 100人以下 300人以下 301人以上
- ② 回答者の職務： 労務担当者 労働衛生管理者等スタッフ 産業医等 その他

2 ハラスメント問題に対する上司を含む労働者の関心と理解を深める取組について、どう進められていますか？

- 研修の実施 (複数選択可)
- 冊子やパソコン閲覧などの啓発資料の配布
- 日常的な注意喚起
- これ以外に {

被害労働者からの相談に対して適切に対応するための必要な体制について、どう整備されていますか？

- 相談窓口の設置とその利用の周知 (複数選択可)
- 相談を受ける担当者に向けた (適切に対応できるよう) 研修の実施
- 行為者については厳正に対処する旨の方針・対処の内容の就業規則等への規定とその周知・啓発
- これ以外に {

事業場内でハラスメントの発生をどうお考えですか？

- ある 具体的な発生はないが、懸念している 風通しのよい職場で、発生しにくいと考えている

ハラスメント対策のポイントとして、取組の中で難しいと感じるものは何ですか？ (複数選択可)

- 事案を迅速かつ正確に確認すること
- 速やかな被害者に対する配慮のための措置の実施
- ハラスメント行為者に対する適正な措置の実施
- 再発防止に向けた措置
- プライバシーの保護のための措置
- これ以外に {

3 心の健康管理として、ストレスへの気づきが重要ですが、労働者のメンタルヘルス対策については、どのように進められていますか？ (複数選択可)

- 上司等ラインによる声掛けを行うなど、不調の早期発見
- 本人はもちろん、上司等が相談できる窓口等の設置と周知
- メンタルヘルス不調者に対する産業医等 (地域産業保健センターの利用を含む) の相談・指導
- (厚生労働省の指針などを参考にした) 社内の心の健康づくり計画の策定による推進
- これ以外に {

ご意見・自由記入欄 (ハラスメント防止対策、メンタルヘルス対策について、これまでの取組の中で効果的であった事例や、ここが難しいというご意見がありましたら、ご紹介ください。)

{

※書き切れない場合は、別紙に記入して添付してください。